日刊ゲンダイ
11月7日木（2013年・平成25年）6日発行

遺品整理業者

いくらで何をしてくれる？

誰にもみとられず、ひとり亡くなる「孤独死」。その数が増えるに従い、遺族に代わって遺品の整理や処分を行う業者も多くなった。しかし、業者の中には部屋に残された現金をネコババしたり、勝手に遺品をリサイクルショップに売り払い、余った家財を山野に不法投棄するものもいるという。どうしたら信頼できる業者を選べるのか？　そもそも、いくらでどんなことをやってくれるのか？

急速に進む高齢化社会の中で、「孤独死」が大きな問題になっている。

東京都監察医務院によると、「東京23区内における孤立死（孤独死）」は、男女合わせて約3000人強（2006年）。

NHKが全国の自治体を調査した結果でも、孤独死は3万2000人（2008年）にのぼっているという。

ところした孤独死によって生じる大きな問題は、死体の処理。これは所轄警察の介入になるが、もうひとつの問題は、部屋に残された引き取り手のない遺品類の整理だ。近年、その遺品整理は遺族の仕事でした。しかし、孤独死など、ライフスタイルが大きく変化していくなかで、遺族だけでは遺品の整理ができなくなってきたのです」

こうした時代的な背景のもとに、「遺品整理業」といい新たな職業が誕生したらしい。

ただ、年々、業者が増えるにつれて、なかには不用品を不法投棄したり、不当な高額を請求する業者も出てきた。

「すべての荷物をそのままリサイクルショップに持ち込んで売り払い、売れ残りは山中に不法投棄する悪徳業者もいます。また、部屋に残っていた現金をネコババしたり、数百万円という法外な料金を要求したケースも聞いたことがあります」（都内の業者）

そのため、遺品整理業界の健全化を図るために、遺品整理士養成講座を運営し、認定試験を実施する団体として協会が設立されたという。

毎月、約40件の依頼を受け、協会から優良遺品整理業の認定を受けている㈱ネクスト（東京都大田区）の責任者、鷹田了氏が言う。

「東京、埼玉、神奈川が守備範囲ですが、依頼主は市営、都営住宅、社会福祉協会、葬儀屋、不動産、病院など多岐にわたります。遺品整理宅の住宅環境によって、請求金額が違いますが、さっと5万円から100万円までと幅が広くなっています。広い住宅では15人前後のスタッフを派遣します。整理の時間も数時間からたっぷり一日かかることがあります」

遺品整理が終わり、部屋がきれいに片付いたとしても、スタッフたちの仕事はまだ終わらない。

会社にトラックで遺品類のすべてを運び、今度はそこで細かい仕分けが始まる。

水類、汚物、燃えるゴミ、燃えないゴミ、プラスチック、電気製品、家具類、危険物……それらを各処分場に搬送して、スタッフたちは初めて一息つく。

なお遺品整理は、直後に住宅を解体するか、または、清掃後、部屋を継続して他の家族が住むといった違いによって、整理の詳細が異なる。当然、請求の金額も違ってくる。すべては遺品整理の現地を視察し、見積もりを提出してからの業務スタートになる。

「遺品整理の中で、犬、猫の死骸もありますね。まれに、生前依頼も少なくありません。生きている間に、残された家族に迷惑をかけないようにと、身辺整理をしておきたいということでしょうか」（鷹田氏）

なお、遺品整理士認定協会のホームページでは同協会推薦の全国の業者一覧を載せている。優良業者は口コミで探すのが一番だが、協会ホームページを利用する手もある。

広い住宅なら15人を派遣

残された家族に迷惑をかけないよう生前依頼するケースも

「一般社団法人　遺品整理士認定協会」（本部＝北海道千歳市）の沖西佑希事務局次長が言う。

「弊社が認定している遺品整理の専門業者は全国に2000社存在します。故人の部屋の片付け、清掃、不用品の処分等は、これまでは遺族の仕事でした。しかし、孤独死など、ライフスタイルが大きく変化していくなかで、遺族だけでは遺品の整理ができなくなってきたのです」